

第5条 納骨堂管理委託者は、志納金（年間管理費も含む。）を納付しなければならない。

- 2 既納の志納金はいかなる理由であろうとも一切返還しない。
- 3 志納金は、総本山本福寺納骨堂施行細則にて、別に定める。
- 4 志納金について、やむを得ない事由により第三者から納付される場合においても、納骨堂管理委託者名での受納証の発行となり、納付についての異議申し立てを受けない。

（禁止行為）

第6条 納骨堂収蔵予定者・管理委託者は次の行為をしてはならない。

- ① 本福寺の典礼、法要、儀式及び慣行を無視し、または妨げたとき。
 - ② 境内または墓地内で、他宗教、他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
 - ③ 納骨堂を墓地以外の目的に使用したとき。
 - ④ 信仰を異にして、本福寺の協議に背き、住職及び他の檀信徒の感情を著しく害すると認められたとき。
 - ⑤ 管理者の許可を得ずして他の者に使用させるか、他のことに転用していると認められたとき。
 - ⑥ その他管理者が不適当と判断した場合。
- 2 本条第1項各号に該当した場合には、管理者は納骨堂収蔵予定者・管理委託者に対し、第8条1項の解除のほか、その納骨堂の使用を禁止する措置をとることができる。この場合、納骨堂収蔵予定者・管理委託者は直ちに遺骨を引き取るものとし、管理者は納入された志納金を返還しないものとする。

（納骨堂管理委託契約の解除）

第7条 生前予約が納骨堂の管理委託を取り止めるときには、管理者に届け出る必要がある。

（納骨堂管理受託の解除等）

第8条 管理者は、管理委託者が次の①②③の各号のいずれかに該当したときは、納骨堂管理受託を解除することが出来るものとし、④に該当したときは納骨堂管理者として、以後の納骨を受け付けないものとする。

- ① 納骨堂収蔵予定者・管理委託者が住所変更並びに改姓・改名の変更手続きを怠ったとき。
 - ② 納骨堂収蔵予定者・管理委託者が第3条の規定に当てはまらないことが判明した場合。
 - ③ 納骨堂収蔵予定者・管理委託者が第6条の規定に違反したとき。
 - ④ 納骨堂収蔵予定者・管理委託者の住所が不明となり、管理委託者・収蔵予定者または別に指定した連絡先との連絡が7年以上つかない場合。
- 2 本条第1項各号に該当し管理者が納骨堂収蔵予定者・管理委託者に対する解除をし